

令和4年度水道広域化推進プラン 策定支援業務

報告書

令和5年3月

宮 城 県

目 次

1 はじめに	1-1
1.1 業務の目的	1-2
1.2 本報告書の位置づけ	1-2
1.3 業務内容	1-3
1.3.1 プランの策定	1-3
1.3.2 プランの具体化に向けた議論	1-4
1.3.3 報告書取りまとめ	1-4
2 広域連携検討会における取組み	2-1
2.1 目的と位置づけ	2-1
2.2 開催概要	2-1
2.3 開催結果	2-2
3 あり方懇話会における取組み	3-1
3.1 目的と位置づけ	3-1
3.2 開催概要	3-1
3.3 開催結果	3-2
4 プランについて	4-1
4.1 プランの目的・位置づけ	4-1
4.1.1 目的	4-1
4.1.2 位置づけ	4-1
4.2 プラン策定までのあゆみ	4-2
4.3 プラン本編及び概要版について	4-2
5 機能別検討部会における取組み	5-1
5.1 目的と位置づけ	5-1
5.2 開催概要	5-1
5.3 開催結果	5-2
6 おわりに	6-1
6.1 全国の状況	6-1
6.2 今後の取組み	6-3

1 はじめに

1 はじめに

改正水道法（平成 30 年法律第 92 号）では、水道事業の基盤強化及び広域連携の推進を図るため、関係者の責務が明確化され、特に都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての役割が規定されている（第 2 条の 2）。また、各都道府県においては、令和 4 年度までに「水道広域化推進プラン」（以下、「プラン」という。）を策定し、現状分析と将来見通しの把握、多様な広域化シミュレーションの実施、今後の広域化に係る推進方針を明らかにすることが国から要請された。

こうした中、本県においては平成 27 年度に「宮城県水道ビジョン」を策定し、平成 31 年 1 月には、広域連携等を含めた具体的な方策を検討する体制を構築するために県内全水道事業者が参画した「宮城県水道事業広域連携検討会（以下、「広域連携検討会」という。）」を設置した。令和元年度には広域連携の推進につながる基礎情報の整理を目的として広域連携シミュレーションを実施し、各水道事業者の現状及び経営上の課題、将来の見通し等を把握した。

令和 2 年度には、水道事業者間の経営課題に対する認識の共有を促進するために、広域連携検討会の下部組織として仙塩・仙南・大崎・東部の 4 地域ごとに設置した地域部会を開催しながら、同検討会と並行して、令和元年度シミュレーションの結果を踏まえた県内先進事例の作り上げとしてモデルエリアにおける詳細シミュレーションを実施してきた。

そして、令和 3 年度には、それまでの検討結果や有識者等の意見も踏まえながら、「宮城県の水道事業の目指すべき姿」や広域連携に関する取組みの方向性等について模索しつつ、現行の枠組みを超えた施設統廃合の検討やモデルエリアにおける継続検討等のプラン策定を見据えた各種取組みや具体化に向けた検討等を実施した。

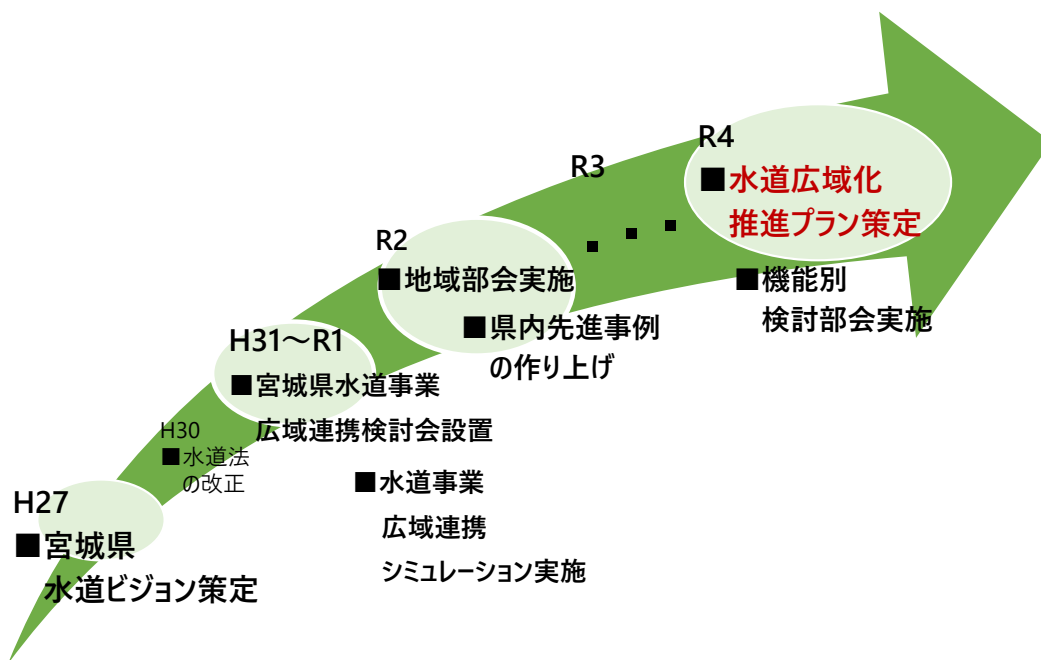


図 1.1 広域連携に係る施策等の取組み状況

1.1 業務の目的

本業務では、令和元年度から令和3年度にかけて実施してきた検討内容を反映する形でプランを策定・公表するとともに、これまでの具体化検討（モデルエリア）の結果等も踏まえ、プランに掲げる方向性を具体化するための検討体制を構築し、議論を開始すること等を目的とする。

1.2 本報告書の位置づけ

プランの策定においては、水道事業の現状や将来見通し、経営上の課題を整理した後、広域化の効果を算定するとともに、広域化に係る県全体の方向性を関係者間で共有し、整理する必要がある。

そのため、令和元年度に「水道事業広域連携シミュレーション等調査業務」（以下、「令和元年度業務」という。）を、令和2年度に「水道広域化推進プラン策定に係る調査・検討業務」（以下、「令和2年度業務」という。）をそれぞれ実施し、広域連携検討会によって、現状把握・分析や将来推計、モデルエリアを含む多様な広域連携シミュレーションによる効果算定や事業者の経営課題の認識共有、広域連携に対する意向の確認を行ったところである。

また、令和3年度の「水道広域化推進プラン策定に向けた検討推進業務」（以下、「令和3年度業務」という。）においては、これまでのモデルエリアでの取組み状況や広域連携検討会の市町村等の意見等を踏まえ方針の見直し等を行った。その上で、既存事業者の枠を超えた水道施設等の統廃合検討を行うなど「全体最適」の視点に立ち、宮城県水道事業のあり方懇話会（以下、「あり方懇話会」という。）による有識者等の意見も踏まえながら検討を行い、「宮城県水道広域化推進プラン素案（概要版）」を取りまとめた。

これを受けて、令和4年度には、令和3年度に引き続き、広域連携検討会、あり方懇話会等を実施しながら、県内水道事業者や有識者等の意見を踏まえたプラン策定・公表を目指すとともに、テーマ別の専門部会を設置し、今後の具体化に繋がる検討体制の構築・議論を開始することとした。

以上を踏まえ、本報告書は、令和4年度に実施した各種取組みの結果・進捗等を取りまとめ、今後の広域化の取組の具体化や、水道法に基づき策定可能な「水道基盤強化計画」に繋がる基礎資料と位置づける。

表 1.1 本報告書の位置づけ

時期	～令和1,2年度	令和3年度	令和4年度(本検討)	本取組みの目標
取組概要	水道広域化推進プラン策定 (R1)現状、将来見通し、課題の基本事項整理 (R1)多様な広域連携シミュレーションによる効果算定 (R2)経営課題の整理・広域連携に係る認識の共有 ・ 広域連携検討会等を通じた水道事業者間の経営課題の認識共有 (R2)広域連携の意向のある事業者支援 ・ 県内先進事例の作り上げ ・ 黒川地区は管理の一体化、塩釜地区は事業統合を想定した詳細シミュレーションを実施 (R2)「本県における広域連携の姿(県の将来像)」の設定 ・ 他団体事例の状況等を踏まえ、広域連携の姿を整理	目指すべき姿の検討 ・ 広域連携検討会及びあり方懇話会の運営支援 ・ 水道事業者による主体的な議論を展開し、宮城県水道事業の目指すべき姿を定める 広域化の方向性の検討 ・ 事業者の枠を超えた施設統廃合検討(ハード面) ・ R2モデルエリアを対象に、意見調整・意向確認、実現に向けた検討(ソフト面) 水道広域化推進プラン素案(概要版)の策定支援 ・ これまでの検討結果を踏まえ、水道広域化推進プランの素案(概要版)を策定	水道広域化推進プランの策定 ・ これまでの検討結果の反映や、直近の実績で現状把握・分析等を時点修正した上で、水道広域化推進プランを策定 ・ 広域連携検討会やあり方懇話会についても継続実施し、県内水道事業者や有識者による意見もプランに適宜反映 プランの具体化に向けた議論 ・ 広域連携検討会に3つの専門部会(機能別検討部会)を設け、意向のある事業者を中心に部会別に、事例紹介や具体化に向けた意向調査、広域連携メニューの整理等を開始	【短期的なゴール】 ・ 宮城県水道ビジョンに掲げる「安心(水道水の安全の確保)」、「強靱(確実な給水の確保)」、「持続(供給体制の持続性の確保)」を今後も継続していくため、 県内水道事業者が一丸となり、共通認識のもとで経営課題に取り組んでいくための土台構築(機能別検討部会等) ・ 機能別検討部会等にて関係事業者で合意形成を図り、水道基盤強化計画を策定 【中・長期的なゴール】 ・ 比較的取り組みやすい連携策から段階的に広域化を進め、 将来的には圏域を超えた、より大きい単位による様々な形態での事業統合等を目指して取組を継続
	業務の経過	(R1)水道事業広域連携シミュレーション等調査業務 (R2)水道広域化推進プラン策定に係る調査・検討業務	(R3)令和3年度水道広域化推進プラン策定に向けた検討推進業務	(R4)令和4年度水道広域化推進プラン策定支援業務(本業務)

1.3 業務内容

1.3.1 プランの策定

(1) 検討体制

令和3年度に引き続き、今年度も有識者等を構成員とするあり方懇話会を実施し、あり方懇話会にて得られた俯瞰的・客観的意見を踏まえながら、引き続き広域連携検討会（地域部会）や新たに設置する機能別検討部会にて、市町村等の水道事業者による主体的な議論を展開し、関係者の意見等を反映したプラン策定を目指すこととする。

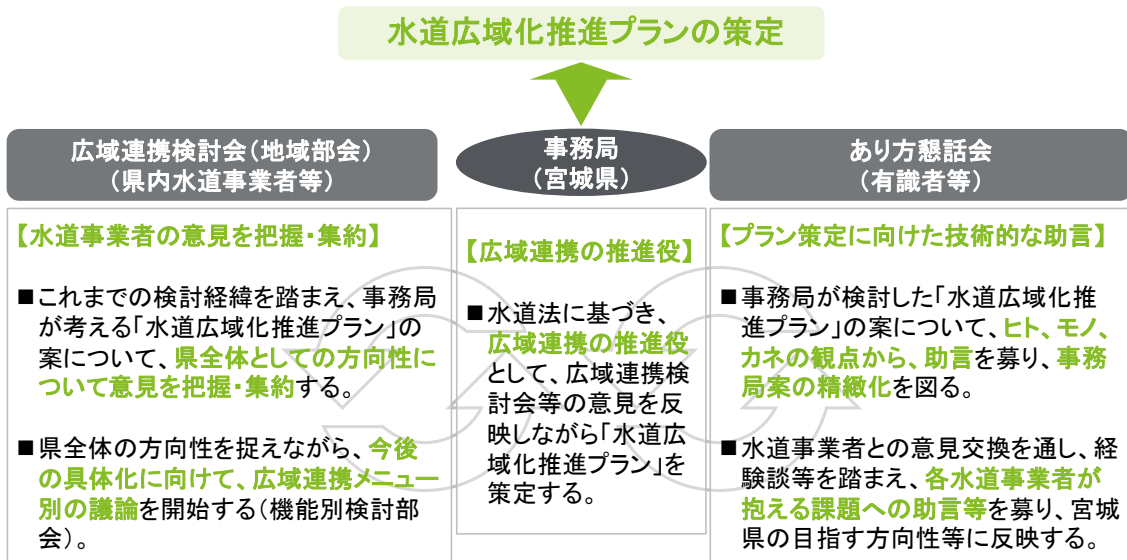


図 1.2 水道広域化推進プランの策定に向けた今年度の検討体制

(2) 広域連携検討会における取組み

広域連携検討会及び地域部会（全地域合同）について各2回開催する。（第1回広域連携検討会（令和4年4月26日実施）は、令和4年3月16日発生の地震の影響により、令和3年度業務中の実施を予定していた広域連携検討会が延期となったもの）

(3) あり方懇話会における取組み

あり方懇話会を、令和3年度に引き続き実施することとし、今年度は1回開催する。なお、今年度は令和3年度の開催内容の振り返りを行った上で、プラン中間案に関する意見交換等の協議を行う。

1.3.2 プランの具体化に向けた議論

(1) 機能別検討部会における取組み

プランの内容を具体化するため、「施設統廃合」「経営の一体化等」「共同発注・システム共同化・ICTの推進等」など、より詳細なテーマを設定し、複数回の会議・議論を行う。

体制については、参加を希望する事業者を中心とした会議・議論を基本とする。

なお、検討に際しては、令和2年度・令和3年度に実施したモデル地区での成果を活用するとともに、他団体の優良事例等を参考とし、プランに取組みの結果を可能な限り反映することを目指す。

(2) 具体化検討の支援

機能別検討部会におけるテーマ別の議論等を踏まえ、事業者間で一定の同意や連携の可能性等が考えられた事業者による取組みについて支援する。

1.3.3 報告書取りまとめ

取組みの内容について、報告書への取りまとめを行う。